

町長は、先に開催しました第2回町民懇談会で自らの考えを町民みなさんに伝えたくて、この市町村合併問題を徹底的に議論していきたいとの願いから、つらい決断としながら「合併の道を選ぶことが最善の道」との考え方をはじめて示しました。「できれば合併しないでこのままの瀬棚を残したい…」。

誰もそう願っていることでしょう。それなのになぜ合併に向かうのか。その理由は…。今回は、先に開催されました第2回定例議会の一般質問に対する答弁の概要をまとめ、合併をめぐるこれまでの経過と今後考えられる国の行財政改革方針など諸情勢を見極めた中で、この合併をどのように考えていくのかを2方向から具体的に整理してみましたので、判断材料のひとつにしてください。

第3町合併協議会



市町村合併を考える⑧

《キラリとひかるまちづくりをめざして》

これまでの経過と今後の方向性

「自立」から
「合併」へ

平成14年当時の
状況から

以前にもお知らせしましたように、平成14年11月に開催しました第1回町民懇談会以降、市町村合併をめぐりさまざまな過程がありました。

当時は、国の財政運営の失敗による赤字を埋めるために市町村合併を強制しているのではないかという考え方を持っていました。その中で、北海道により一方的に何地区かに分けて合併パターンが示されましたが、国も特別な方針は出していない、地方制度調査会での議論が進んでいるだけでした。そのような中での合併の議論でしたから、国の具体的な方針がなく、また地方財政計画がきちんと示されていない現状を踏まえ、何とか合併しないで済む道はないかということを真剣に模索しておりました。この考え方は、町民の多くの皆さまも同じ考え方だったと思います。

その後、法整備などさまざまな問題が徐々に整備されたり、国の財政の方針が出されてきました。その内容は次のとおりです。

合併協議会は公開しています

檜山北部3町合併協議会では、月に2回のペースで協議会を開催しています。協議会は公開していますので傍聴することができます。くわしくは、合併協議会事務局までお問い合わせください。皆さんの傍聴をお待ちしています。また、協議会の日程や開催結果については、随時「協議会だより」によりお知らせしています。



Point この法律の大きな特徴

- ① 合併特例区の設置…合併前の市町村の住民の意向を新町の行政に大きく反映できる仕組みで合併後の大きな要素になります。
- ② 法律の中には人口一万人という規模を明示していませんが、総務大臣が市町村の合併を推進する基本指針を策定(おおむね一万人を目安とする人口規模が盛り込まれます。)
- ③ 都道府県の知事が小規模町村に対し合併協議会設置又は合併協議会推進の勧告(知事の合併構想方針により協議会の設置又は協議会中断等に対して勧告する)
- ④ 財政の優遇措置はありません。

2 新しい合併特例法【市町村の合併の特例等に関する法律】が制定

これは、全国的に合併が進んでいないことから、さらに強力に進める意味で期限を一年間延ばしたもので、合併に対する議論の時間ができたということになり、また、財政を含めた優遇措置が見えてきたこととなります。

合併三法

1 現在の合併特例法【市町村の合併の特例に関する法律】の一部が改正

この法律は平成17年3月に失効し、今後一層の合併推進を図るために、平成18年3月まで延長されました。(今年中に知事に合併の申請をすると特例債などの財政支援が受けられます。)

3 地方自治法の一部改正が改正

地域自治区の設置、事務処理の特例、財務会計制度などを改正(合併後の円滑な事務推進)

この合併三法により、合併をさらに推進するための条件が整備されました。次に、財政の問題を見てみましょう。

地方交付税の減額

平成14年当時の段階で、地方交付税の将来推計を出したときには、人口規模の小さい町の段階補正がされるものと認識していましたから、その情報をもとに10年後20年後の地方交付税の推移をもつて町民懇談会で説明しました。

その後、地方交付税の方向性が大きく変わりました。当時想定した減額額が相当大幅な減少となる状況に進んで行きました。


Point 地方交付税の減額

- ① 平成15年度
当初19億4,200万円
決算額18億4,000万円
△1億200万円 (△5.3%)
- ② 平成16年度
当初19億8,300万円
見直後17億1,500万円
△2億6,800万円 (△13.5%)
- ③ 平成17年度以降見込
毎年2～5%の範囲の中で減少

Point 瀬棚の事例から見た三位一体の財政改革

国が進める三位一体の財政改革を瀬棚の事例に置き換えますと次のようになります。

保育所費補助金	2,500万円減額
所得譲与税配当額	500万円交付
↓	
※差し引きすると2,000万円の収入減になります！	



三位一体の財政改革

平成16年度の予算編成にあたり、補助金を減らして市町村が自由に使えるお金を交付するという、この三位一体の改革を瀬棚の例で紹介しますと、左の事例のように、結果的には減少している状況となります。

次に、これまで組織された合併協議の内容についてご紹介します。

檜山北部3町合併協議会HP

檜山北部3町合併協議会では、HPを作成し合併に関する検討項目や協議会の開催状況などさまざまな情報を公開しております。ぜひ参考にしてください。

©北部檜山3町合併協議会ホームページ

www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3gappei/index.html



檜山北部3町 任意協議会（当初4町）

平成15年2月に設置し11回の協議を行いました。

多くの課題が協議されていますが、特にその中で合併に必要な基本項目であります「合併の方式」、「合併の期日」、「新町の名称」、「事務所の位置」、「財産の取り扱い」など、合併を想定した基本的な考え方について、3町でおおむね基本合意されました。これは大変大きな議論だと考えています。ここでの協議を経て、現在の法定協議会に引き継がれてきております。



瀬棚町市町村合併 検討協議会

町内各団体などの代表42名で構成され、2回開催しています。最終的には、合併はやむを得ない状況との意見でした。

Point 協議会での主な意見

- ▶ 合併範囲をもっと広くしては。
- ▶ 合併後の財政問題は。
- ▶ 議会は選挙区を設けるべきでは。
- ▶ 地域自治組織の活用をすべき。
- ▶ 特例法適用を考えると早めに判断すべき。



瀬棚町議会町村合併等 調査特別委員会

檜山北部3町（4町）合併問題協議会（任意）の内容報告、協議や地方制度調査会など、国の合併方針の動向についてさまざまな角度からの調査・研究を行っております。

瀬棚町財政状況の調査など計4回開催しております。

最後に中間報告として同特別委員会から次の内容で報告をいただいております。

Point 特別委員会の中間報告

「大成町・北檜山町・瀬棚町の3町による法定協議会を設置して、正式な場で協議に入り新しい法律を見据えた中で合併特例法に定められた期日までに旧自治体の姿を残す方法で、町民が活力のある夢の持てる町づくりができるのか、3町で協議を進め合併に対する妥協点があるのか、ないのか法定協議会で結論を出すべきである」



北檜山町役場内に設置された檜山北部3町合併協議会事務局

これまで、現在までの状況から合併を考えてみましたが、次は、今後の国の財政、行政改革方針さらに地域事情といった観点から合併の必要性について見てみましょう。

今後の諸事情を考えた方向性

2

国の地方債計画

今まで町の大きな事業は、ほとんど過疎債を利用して進めてきていますが、地方交付税の大幅な削減の大きな理由は、交付税特別会計の33兆円の累積残高の処理に起因していますから、そうすると地方交付税に裏打ちされている過疎債などが、総額でどんどん減っていくことも想定しなければなりません。

特に、合併が進むと合併特例債の利用が増えますので、過疎債の枠が減ることになります。全体の起債の許可額が減りますから、合併する町が増えた場合に、合併しない町は合併特例債が使えませんが、過疎債が不足する状況になるとすれば、町の事業ができ

ないということも当然考えなければなりません。

合併特例法により、平成17年度から急速に合併が進むことが予想されることから、単独町が使えるの過疎債の枠は大幅に減ることが予想されます。

Point 過疎債と合併特例債

- ▶ 合併特例債の増加
 - ・平成15年度／2,000億円
 - ・平成16年度／5,500億円
(3,500億円の増)
- ▶ 辺地、過疎債の減少
 - ・平成15年度／3,750億円
 - ・平成16年度／3,525億円
(225億円の減)

三位一体の財政改革

本格的な税源移譲の実現に期待していますが、その仕組みは大きく変わらなれないと思われまます。所得や人口を基礎にして計算されますので、なおさら小さな町の削減幅が大きくなること予想されます。



市町村合併に関するお問い合わせ先
瀬棚町役場総務町民課
☎7-3311



4月1日に開催された合併協議会の調印式

地方分権と事務移譲

地方分権一括法が施行され、国から道・道から市町村というように事務移譲が進んでくると思いますが、特に道州制（特区）により、すでに道から市町村への権限移譲が大きく取り上げられています。この受け皿は、すべて人口1万人規模を目標とした事務移譲の体制であると理解しなければなりません。

こうした動きに対応することを検討する必要があります。やはり一定の人的・組織的な規模をもっていかなければこの地域の政策課題に答えられない状況にあるという認識を必要があります。

広域行政

生活圏、商業圏、医療圏などすべてが小さな行政区域からはるかに大きくなっていきます。広域化しているという中で、小さな町が行き届いた行政ができるかということも考えなければなりません。しかし、現在、さまざまな形で広域行政を行っています。制度的に限界があるようにも思います。きちんとした基礎的自治体がこれを担っていくことが大事です。

近隣町との関係を考慮

仮に瀬棚が合併しない選択をし、今の情勢から北松山と大成が合併した場合、その後の関係をどう維持していくのか。大変面倒な問題だと考えます。

産業、保健・医療・福祉などの連携にしても、まったく違う角度から改めて検討していく必要があります。

その場合、町民の中には心情的に孤立感が広がっていくことが予想されます。これが一番大きく懸念される問題だと考えなければなりません。

大成・太櫓間 道道の整備

北檜山・大成・瀬棚間の主要な道道になるこの道路は、平成18年に本格的に開通する予定です。これは大変大きな課題でしたが、3町を結び生活道路であり、産業振興の道路でもあるとすれば、こうした地域の事情を有効に利用しながら、新しい町を目指す考え方が必要ではないかと思っています。

合併を選択肢とする理由（わけ）

過去の教訓から考えましても、昭和の30年ころ、いわゆる昭和の大成のときに東瀬棚村・太櫓との合併議論がありました。結果として合併しませんでした。当時の人口は6千人くらいで、今は2千800人。半減以下です。当時の小中学生の数は1千200人で、現在は220人。人口は半分ですが、子どもの数は20%しかいないという、いびつな構造になっているということを考えますと、この合併の問題というものを真剣に考える必要があります。

町民の皆さんには、いろいろな考えがあると思います。こうした当時の現状から将来を展望した場合、一番つらい選択になります。合併の道を選ぶことが最善の方法ではないかと考えています。

特に瀬棚の場合は、財政問題が合併への大きな要因であります。今後、一旦合併への道に切り替えたときには、法定協議会を通じながら積極的によりよい地域形成を目指して前向きに議論して参りたいと思っていますので、町民皆さんの積極的なご意見をお待ちしております。

町功労表彰受賞者との まちづくり懇談会が開催されました



6月21日(月)、やすらぎ館にて、功労表彰を受賞されました皆さんを囲み、まちづくり懇談会を開催しました。この中で合併問題について多くの貴重なご意見をいただいておりますので、ご紹介します。

こうした意見に対し、町長からは、「議会特別委員会での調査検討や現在の法定協議会での調整を経ながら、町民の意思を十分尊重し、責任ある立場にある者としてきちんと考えていきたい。昔の合併とは大きく違ってきている。昭和の大合併の反省から特例区の設置など法律をうまく利用した仕組みをつくり、医療体制の充実など新しいまちづくりを進めたい。」と回答したうえで、合併の必要性について出席された皆さんと確認しました。



懇談会出席者 (受賞年度順)

- 柴崎庄次郎氏
 - 笠原隆治氏
 - 津国熊太郎氏
 - 奥井悌一氏
 - 平田作太郎氏
 - 松崎啓次氏
 - 桂田富三郎氏
 - 上野勇氏
 - 井利元鍊太郎氏
 - 柳田眞氏
 - 富士敏雄氏
 - 渡辺令子氏
- (以上12名)

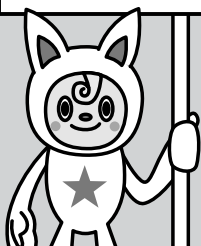
- 平田町長
- 小林助役
- 瀧澤収入役
- 碓谷総務町民課長
- 富士総務町民課長補佐

【主な意見】

●昭和の合併時と比較すると大きな差があり、現状から判断し自立は困難というのが町の声。法律に基づき新しい町づくりを。●130年の歴史がなくなるのはつらいが、町と議会がきちんと方向性を出してほしい。●このままでは新規事業ができない。雇用面にも影響がある。●現状では合併は当然だが、支所の形をきちんとしてほしい。●産業団体の合併では支所の衰退が心配されている。十分検討すべき。

現在の町名、いままでにない名前、やさしく感じる名前など、皆さんご応募ください！

新町の名称を募集しています



檜山北部合併協議会では3つの町がこれから合併するとした場合に新しく誕生する「町の名称」を募集しています。(8月10日まで)

応募方法 先日全戸配布した専用はがき(切手不要)などで合併協議会事務局へ応募ください。ファックス、電子メールでもOKです。応募できる方 大成町、瀬棚町、北檜山町にお住まいの方、もしくは出身の方及びゆかりの方。※注意：応募は一人1点とします。記載する内容 ①新しい町の名称(ふりがな) ②町の名称の意味または理由 ③住所 ④氏名(ふりがな) ⑤年齢 ⑥電話番号

〒049-4592 瀬棚郡北檜山町字徳島63-1 檜山北部3町合併協議会事務局 TEL01378-4-5111 FAX01378-4-4657
E-mail:gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp URL:http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3gappei/index.html